

---

日程第18 議案第35号 平成24年度加美町一般会計補正予算（第9号）

○議長（一條 光君） 日程第18、議案第35号平成24年度加美町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第35号平成24年度加美町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ5,302万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ131億7,022万1,000円とする補正予算と、新たな難視対策助成事業、障害者自立支援施設増設事業など19件の繰越明許費の設定のほか、債務負担行為の追加5件、廃止1件及び地方債の変更を行うものであります。また、国の平成24年度補正予算に計上されております緊急経済対策のための臨時交付金の補助対象事業として、平成25年度から平成26年度に計画されておりました耐震診断委託料、交通安全施設設置事業、防雪柵設置事業、除雪機械購入事業について、事業費総額1億1,559万5,000円を前倒しして今回の補正予算に計上しているものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金として、地域住宅支援交付金813万3,000円増、活力創出基盤整備交付金7,080万円増、県支出金として、保険基盤安定負担金1,015万4,000円減、緊急雇用創出事業臨時特例交付金1,270万9,000円減、町債として、町道整備事業債6,520万円減、田川住宅整備事業債1,740万円減などであります。

支出については、総務費では財政調整基金積立金552万6,000円増、耐震診断委託料199万5,000円増、民生費では国民健康保険事業特別会計繰出金1,449万円減、障害者自立支援施設増設工事868万5,000円増、衛生費では予防接種委託料1,850万円減、労働費では緊急雇用創出事業費1,300万9,000円減、農林水産費では造林保育事業委託料800万円減、土木費では除雪機械購入事業5,100万円増、町道新設改良舗装工事5,217万5,000円増、教育費では中新田交流センター多目的ホール耐震補強工事342万6,000円減、災害復旧費では町道災害復旧事業234万6,000円減などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 介護保険特別会計については20ページなんですけれども、ふえているのは大体予想はついてたんですけれども、この21ページの扶助費の障害者自立支援介護等給付

費のこの900数十万円の増というのは、これはどういう理由によるものなのか、教えてください。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

障害者の福祉サービスにつきましても、入所者のサービスあるいは在宅でいろんなサービスを受けている方々の給付費が平成24年度から大分ふえてきていると。対象者が今利用されている方が大体160人ぐらい障害者のサービスを受けているんですが、そういった中で利用者の増と、あとそういった結構施設サービス等の給付費の額が増額になっているということで、平成24年度でも途中で補正した経緯がございますが、こういった感じでまだふえております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 利用料がふえたとかというそういうことなんですか。利用料が高くなったとかってそういうことなんですか。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 利用料につきましては基本的に1割と、介護保険と同じように1割あるいはどうしても所得の低い方については軽減ということもございますので、特段サービスの事業費が大幅に単価が上がったということではございません。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 16ページの2款の5財産管理費の中の耐震診断委託料199万5,000円とあるんですが、具体的にはどの施設を予定されているか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 総務課長お答えさせていただきます。

耐震診断料199万5,000円の内訳でございます。場所ですか。本庁舎の耐震診断料でございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 診断当然必要なんです、その結果次第によってはすぐやらなければいけない、もしくは補強でも可能だと。その辺、実際結果が出てからだと思いますけれども、何か方向性なり考えがあるのであればお伺いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 総務課長お答えさせていただきます。

今議員さんがおっしゃったとおりの中身になるんですけども、この耐震調査につきましては、これまで調査から設計まで、工事まで含めると大体2年ぐらいを要しているというところだと思います。その間、新庁舎建設との重複があったためにこれまで見合わせておったところなんですけれども、東日本大震災等を踏まえまして、その後の時間と災害等を考えますと、本庁舎の現状をちょっときちっと把握することが大切ではないかということと、そこに住民とかもいらっしゃるし、働いている方も106名いらっしゃるんです。それとコンピューターデータとか保全しなければならないものもあるし、いざ災害となったときには対策本部というふうな位置づけもありますので、今後その施設の安全性を保持すべきかどうかを検討する上でも、本調査をさせていただきたいということにしております。

それで、これにつきましては平成24年度の国の補正で緊急経済対策事業で耐震診断事業、補助が2分の1の事業がございまして、それに該当するというところでございまして、今回申請をしていきたいというふうに考えて計上させていただきました。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 最初に、22ページの児童措置費の中にあります扶助費、子ども手当、それから子どものための手当というところで1,350万5,000円が減額になっていますが、これは私も詳しくよくわかりませんが、子どものための手当という制度が、システムが子ども手当というふうに変ったためによるものなのかどうか、それとも金額的な何か、金額も変わるのかどうかという確認についてお伺いします。

それから、2点目は、30ページの災害対策費、給食食材放射能濃度検査委託料、物すごい70万円ほどですか、減額になっているんですが、先日加美町広報を見ましたら、私にとっては、あ、すごい驚きというか、うれしかったことなんです、給食の食材の中で、基準的にはセシウム濃度が100ベクレル以下であれば別に問題がないというふうにされているんですが、私としては、その小学生とか幼児にとっては50ベクレル以下で、それ以下であってもほしいと思っているところなんです、以前は100ベクレル以下だったので検出されてもそのまま給食に使用したということがあったわけなんです、今回は50ベクレル程度であっても給食には供さない、使用しなかったという意味の一文が記入されていて、物すごくいいことだな、今後ともそういうふうな方向でいくのかなと、私にとっては非常にうれしい発見だったんですが、その確認をしたいと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 初めに、子育て支援室長。

○子育て支援室長（高橋ちえ子君） 子育て支援室長お答えいたします。

ここに記載しております子ども手当というのは、平成23年10月から始められまして、所得に関係なくゼロ歳から中学生まで全員に支給されたものでございます。つなぎ法案としまして子どものための手当ということがありましたけれども、これは児童手当でございまして、児童手当になりました平成24年の4月からは所得制限が設けられておりますので、そのための減額というふうになってございます。以上です。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

委託料がまず減額なったのは、余ったということですがけれども、それだけ検査が必要じゃなかったということがございます。といいますのは、50ペクレルを超えるものについては専門機関に委託して検査するということがありましたけれども、それは1件もございませんでした。それから、10ペクレルちょっとぐらいのやつも出たのは何件かありましたけれども、これは現場の判断に任せているわけですがけれども、やはり使いたくないというようなことで使っていないことです。余り神経質にもならなくてもいいのかなと思いましたがけれども、やはり小さい子供がいる現場では特に、10ペクレルちょっとで非常に問題はないと思うんですが、現場の判断で使用していないということです。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） という判断を今後とも続けていかれるのかどうかの確認。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 多分そういうことになっていくと思います。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 失礼しました。16番。

平成25年度の新年度、商工費の予算で、音楽フェスティバルの公演が新年度で計上、平成25年度の計上されているのにもかかわらず、今回の債務負担行為で437万5,000円ですか、これを負担行為で補正を出したというのはどのようなことからののか、教えていただきたいと思いません。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長お答えいたします。

この債務負担行為の演奏委託料につきましては、青島広志さんの関係とさとう宗幸さんの関係でございましてけれども、これは4月から5月にかけて行われるということで、契約の関係につきまして3月上旬にしたいというようなことで、債務負担行為をさせていただきました。以

上でございます。

○議長（一條 光君） よろしいですか。（「はい、結構です。わかりました」の声あり）そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号平成24年度加美町一般会計補正予算（第9号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第35号平成24年度加美町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

---

日程第19 議案第36号 平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第19、議案第36号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第36号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ826万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億7,212万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国民健康保険税として2,000万円増、繰入金として一般会計繰入金563万5,000円減、保険基盤安定繰入金885万5,000円減などであります。

歳出については、諸支出金として前年度国保療養給付費等負担金返還金4,465万9,000円増などのほか、職員人件費の整理を行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 素直に見て、この滞納繰り越し分が2,000万円入ったというのはどういうことなのか、理由をお聞かせください。

○議長（一條 光君） 税務課長。

○税務課長（鈴木 裕君） 税務課長お答え申し上げます。

国保税の滞納繰り越し分ですが、医療給付費分で当初で2,400万円ほど予算を計上しているわけなんです、滞納整理機構への移管分とか、あとは徴収のほうで頑張っていた結果で、1月末で5,000万円ほどの収入があるということで、今回2,000万円を増額で計上させていただきました。以上でございます。

○議長（一條 光君） 15番。いいですか。

そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第36号平成24年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第20 議案第37号 平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（一條 光君） 日程第20、議案第37号平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第37号平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ3,474万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億3,550万7,000円とする補正予算であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料2,908万7,000円、一般会計繰入金565万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金3,474万円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第37号平成24年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第21 議案第38号 平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（一條 光君） 日程第21、議案第38号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第38号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ3,138万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ23億9,472万7,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として普通調整交付金1,363万2,000円増、支払基金交付金として介護給付費交付金976万2,000円増、繰入金として一般会計繰入金908万5,000円増であります。

歳出の主なものについては、保険給付費として居宅介護サービス等給付費8,560万円増、施設介護サービス給付費3,000万円減などのほか、職員人件費の整理を行い予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第38号平成24年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第22 議案第39号 平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算  
（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第22、議案第39号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第39号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,150万2,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入として居宅介護サービス計画費収入32万6,000円増であります。

歳出については、サービス事業費として居宅介護予防サービス計画作成業務委託料25万5,000円増などのほか、職員人件費の整理を行い予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。



これより議案第39号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第39号平成24年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第23 議案第40号 平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第23、議案第40号平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第40号平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2,823万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億8,650万円とする補正予算と、汚泥処理施設建設事業の繰越明許費の設定及び地方債の変更を行うものであります。

歳入については、国庫支出金として汚水処理施設整備交付金1,525万円減、一般会計繰入金として321万6,000円増、町債として公共下水道整備事業債1,620万円減であります。

歳出については、施設管理費として中新田浄化センター管理費485万6,000円増、下水道建設費として汚泥処理施設建設工事委託料2,300万円減、下水道管渠工事800万円減などを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） この消費税分として別に301万円載っているということは、これ税込みだと思っていたら税込みじゃなかったということなんでしょうか。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長お答えいたします。

議員ご質問の73ページの公課費、消費税なんですけれども、これにつきましては消費税の確

定申告が下水道の場合9月に行われるんですけども、その申告に基づいて確定したものをここに上げております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第40号平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第24 議案第41号 平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 日程第24、議案第41号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第41号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1,273万円を減額し、歳入歳出それぞれ7,763万2,000円とする補正予算と、地方債の変更を行うものであります。

歳入については、分担金として受益者分担金148万8,000円減、町債として浄化槽整備推進事業債930万円減などであります。

歳出については、浄化槽建設費1,130万円減などを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたしま

す。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第41号平成24年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

日程第25 議案第42号 平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（一條 光君） 議案第42号平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第42号平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出においてそれぞれ200万円を減額する補正予算であります。

収入につきましては、受託工事収益200万円を減額し、支出につきましては、予定額に対する不用額及び不足額の精査を行い、原水及び浄水費で17万円、受託工事費で200万円、総係費で67万円、営業外経費で90万円をそれぞれ減額し、配水及び給水費に86万円と予備費を増額しております。資本的支出につきましては、建設改良費で請負額の確定等により6,142万円を減額し、支出総額を1億6,201万円とするものであります。

今回の補正により、過年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を2,642万円減額し1億2,549万2,000円に、また、減債積立金による補填額を1,000万円減額し1,000万円に、建設改良積立金による補填額を2,500万円減額し1,500万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。  
お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第42号平成24年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 
- 日程第26 議案第43号 平成25年度加美町一般会計予算
  - 日程第27 議案第44号 平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
  - 日程第28 議案第45号 平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第29 議案第46号 平成25年度加美町介護保険特別会計予算
  - 日程第30 議案第47号 平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算
  - 日程第31 議案第48号 平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
  - 日程第32 議案第49号 平成25年度加美町霊園事業特別会計予算
  - 日程第33 議案第50号 平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算
  - 日程第34 議案第51号 平成25年度加美町下水道事業特別会計予算
  - 日程第35 議案第52号 平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算
  - 日程第36 議案第53号 平成25年度加美町水道事業会計予算

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第26、議案第43号平成25年度加美町一般会計予算、日程第27、議案第44号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第28、議案第45号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第46号平成25年度加美町介護保険特別会計予算、日程第30、議案第47号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第31、議案第48号平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第32、議案第49号平成25年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第33、議案第50号平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第34、議案第51号平成25年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第35、議案第52号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第36、議案第53号平成25年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも平成25年度予算であり関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第26、議案第43号から日程第36、

議案第53号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第26、議案第43号から日程第36、議案第53号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第43号平成25年度加美町一般会計予算から議案第53号平成25年度加美町水道事業会計予算までの平成25年度加美町各種会計予算の総額等についてご説明申し上げます。

議案第43号平成25年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ128億2,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第44号平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億6,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第45号平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億6,000万円と定めるものであります。

議案第46号平成25年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ25億3,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第47号平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1,040万円と定めるものであります。

議案第48号平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ570万円と定めるものであります。

議案第49号平成25年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ670万円と定めるものであります。

議案第50号平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ300万円と定めるものであります。

議案第51号平成25年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ11億7,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第52号平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ9,600万円、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第53号平成25年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出について収入支出をそれぞれ5億250万円とし、資本的収入及び支出については収入484万7,000円、支出1億6,722万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,237万3,000円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

なお、各会計の詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明をいたさせますのでよろしく  
お願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（一條 光君） 続いて、担当課長より説明を求めます。初めに、企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 企画財政課長です。

予算書の1ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第43号

#### 平成25年度加美町一般会計予算

平成25年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（下山 茂君） 保健福祉課長です。

続きまして、加美町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

183ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第44号

#### 平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億6,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、加美町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

211ページをお開き願います。

議案第45号

#### 平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に

よる。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、加美町介護保険特別会計予算でございます。

221ページをお開き願います。

議案第46号

平成25年度加美町介護保険特別会計予算

平成25年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億3,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長(一條 光君) 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長(渡邊光彦君) 245ページをお開き願います

平成25年加美町介護サービス事業特別会計予算につきまして、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第47号

平成25年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成25年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,040万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長(一條 光君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(下山 茂君) 保健福祉課長です。

続きまして、加美郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

259ページをお開き願います。

議案第48号

平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成25年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ570万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長(一條 光君) 町民課長。

○町民課長(今野幸伸君) 町民課長でございます。

加美町霊園事業特別会計の予算でございます。

265ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第49号

平成25年度加美町霊園事業特別会計予算

平成25年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ670万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 商工観光課長です。

271ページをお開きください。

町営駐車場につきまして説明させていただきます。

議案第50号

平成25年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成25年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上です。

○議長（一條 光君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中正志君） 上下水道課長です。

277ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第51号

平成25年度加美町下水道事業特別会計予算

平成25年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に

よる。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、305ページをお開き願います。

議案第52号

平成25年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成25年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成25年2月19日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、329ページをお開き願います。

議案第53号

## 平成25年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数	8,580戸
(2) 給水量	232万立方メートル
(3) 一日平均給水量	6,356立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入

第1款 水道事業収益	5億250万円
第1項 営業収益	4億9,854万8,000円
第2項 営業外収益	395万2,000円

支出

第1款 水道事業費用	5億250万円
第1項 営業費用	4億7,021万6,000円
第2項 営業外費用	2,938万円
第3項 特別損失	20万円
第4項 予備費	270万4,000円

続きまして330ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,237万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,237万3,000円、減債積立金1,000万円及び建設改良積立金1,000万円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入	484万7,000円
第1項 負担金	484万7,000円

支出

第1款 資本的支出	1億6,722万円
第1項 建設改良費	1億 899万円
第2項 企業債償還金	5,823万円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	3,212万 1,000円
2 交際費	5万円

平成25年2月19日提出

加美町長 猪股洋文

以上で説明を終わります。

○議長(一條光君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号から議案第53号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成25年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(一條光君) ご異議なしといたします。よって、議長を除く全員で構成する平成25年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成25年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(一條光君) ご異議なしといたします。よって、本議会は平成25年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。